

給付申請書名 **健康保険高額医療費資金貸付申請書**

目的 ◇自己負担医療費が高額な場合、3ヶ月後に「高額療養費（差額ベット代等、保険外診療の費用は除く）」が自動還付されるが、還付を受ける前に、高額療養費の80%を無利息で貸付ける制度。（医療機関へ支払いが済んでいない場合は「限度額適用申請書」を利用する）
 ◇貸付をした診療分については、通常診療月の3ヶ月後に支給される高額療養費を貸付金と相殺する。

提出締切 ◇受診月の翌月末まで
 注) 申請書は診療月ごとに作成

【記入見本】

【第一生命従業員（キャリアローテーション者含む）】DN総務事務センター経由・【第一生命以外グループ会社従業員】各社総務経由
 第一生命健康保険組合 御中

受信No.

健康保険高額医療費資金貸付申請書

所属またはグループ会社名（任継続者・特退職者は記入不要）

① 被保険者証	記号	2 × × × ×	番号	1 0 × × × × × ×	○ ×	部 支社 会社	○ △	課 営業オフィス											
② 被保険者の氏名	第一 花子			被保険者の生年月日	昭和 × × 年 × 月 × 日														
③ 療養を受けた者の氏名	第一 花子			療養を受けた者の生年月日	昭和 × × 年 × 月 × 日		被保険者との続柄	本人											
④ 傷病名	○○○○○○																		
⑤ 診療を受けた病院・診療所等	名称	○ × 産婦人科医院		所在地	〒 × × × - × × × × × × ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ × × 2-1-×														
⑥ 上記の病院等で療養を受けた期間	令和 × × 年 × 月 × × 日から × × 年 × 月 × × 日まで			△日間	左記の期間に受けた療養に対して支払う額（支払った額）	300,000 円													
⑦ 上記のとおり申請します	第一生命健康保険組合理事長 殿				被保険者の住所	〒 × × × - × × × × × × ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ × × 1-1-△													
	氏名			第一 花子		印													
⑧ 貸付金送金先（被保険者の口座）	金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	5	6	7	種別 どちらかに○ 普通 当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7	口座名義
	× ×	銀行	信金	信託	× ×	支店				普通									第一 花子
⑨ 事業主証明欄	上記のとおり相違ないことを証明いたします				事業主氏名	第一生命保険株式会社			印										
				○○ × ×															

(注) 1. 申請書は、診療月ごとに作成してください
 2. 本人・被扶養者とも、自己負担限度額(※)を超える場合しか申請できません(保険外診療の費用は除く)
 (※)自己負担限度額については、申請書記入見本を参照願います
 3. 貸付金額は自己負担限度額を超えた額の80%です(1,000円未満の端数は切り捨て)
 4. 申請書には下記の書類を添付してください(但し、下記②は被保険者本人が市区町村民税の非課税者の場合のみ添付)
 ① 医療機関からの請求書または領収証
 ② 被保険者の非課税証明書(4月～7月診療分 →前年度、8月～翌3月診療分 →当年度)

健保組合処理欄	決定	決定日	貸付決定額	常務理事	事務長	担当	検算
	承認	年 月 日	千円				
	不承認						
	貸付金送金日	貸付入力年月日	貸付金相殺チェック欄	借用书返却日			
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				

R3.4

添付した領収書（請求書）の金額

被保険者の口座であること！

本人は記入不要

添付書類	①医療機関からの請求書または領収書 ※下記②は被保険者本人が市区町村民税の非課税者の場合のみ添付 ②被保険者の非課税証明書（4月～7月診療分 →前年度、8月～翌3月診療分 →当年度）
------	---

【記入項目の説明】

番号	項目名	説明
①	健康保険者証の記号・番号・所属	健康保険証の記号番号と所属を記入する。
②	被保険者の氏名・生年月日	本人の氏名・生年月日を記入する。
③	療養を受けた者の氏名・生年月日 被保険者との続柄	療養を受けた者（本人または家族）の氏名・生年月日・続柄を記入する。
④	傷病名	病名を記入する。
⑤	診療を受けた病院・診療所等 所在地	病院名・住所を記入する。
⑥	上記の病院等で療養を受けた期間・・・(A) (A)の期間に受けた療養に対して支払う額 (支払った額)	療養を受けた期間・支払った金額を記入する。
⑦	被保険者の住所・氏名・印	本人の住所・記名、押印をする。
⑧	貸付金送金先	本人の口座へ送金するため、金融機関（銀行名・支店・口座番号・口座名）を記入する。※ゆうちょ銀行は不可
⑨	事業主証明欄	本人は記入不要。 第一生命職員はDN総務事務センター、グループ会社は各社総務で記入・証明する。

【記入見本】（様式1）

令和×年×月×日

○× 支社
○△ 営業オフィス
第一 花子 殿

第一生命健康保険組合
(公印省略)

健康保険高額医療費資金貸付承認通知書

健康保険高額医療費資金貸付申請書にもつき、下記のとおり決定されましたので通知いたします。

つきましては、当貸付に係る借用証書に署名・押印のうえ、当組合宛てご提出下さい。
(借用証書の送付は、事務センターを経由せず返信用封筒に封入のうえ直接組合へ送付下さい)

*** 借用証書を×月×日迄にご提出いただくと、×月×日付送金が可能です***

なお、貸付金の償還については、当貸付金に係る高額医療費をもって、充てることにいたしますのでご了承願います。

言 己

高額医療費資金貸付金 令和×年×月分 金 ×××, ××× 円 以上

-----キ リ ト リ-----

借 用 証 書

第一生命健康保険組合理事長 殿

借 用 金 額 令和×年×月分 金 ×××, ××× 円也
上記金額を借用いたします。

① 令和×年×月×日

② 住所 〇〇県〇〇市〇〇×× 1-1-A

③ 氏名 第一 花子 印

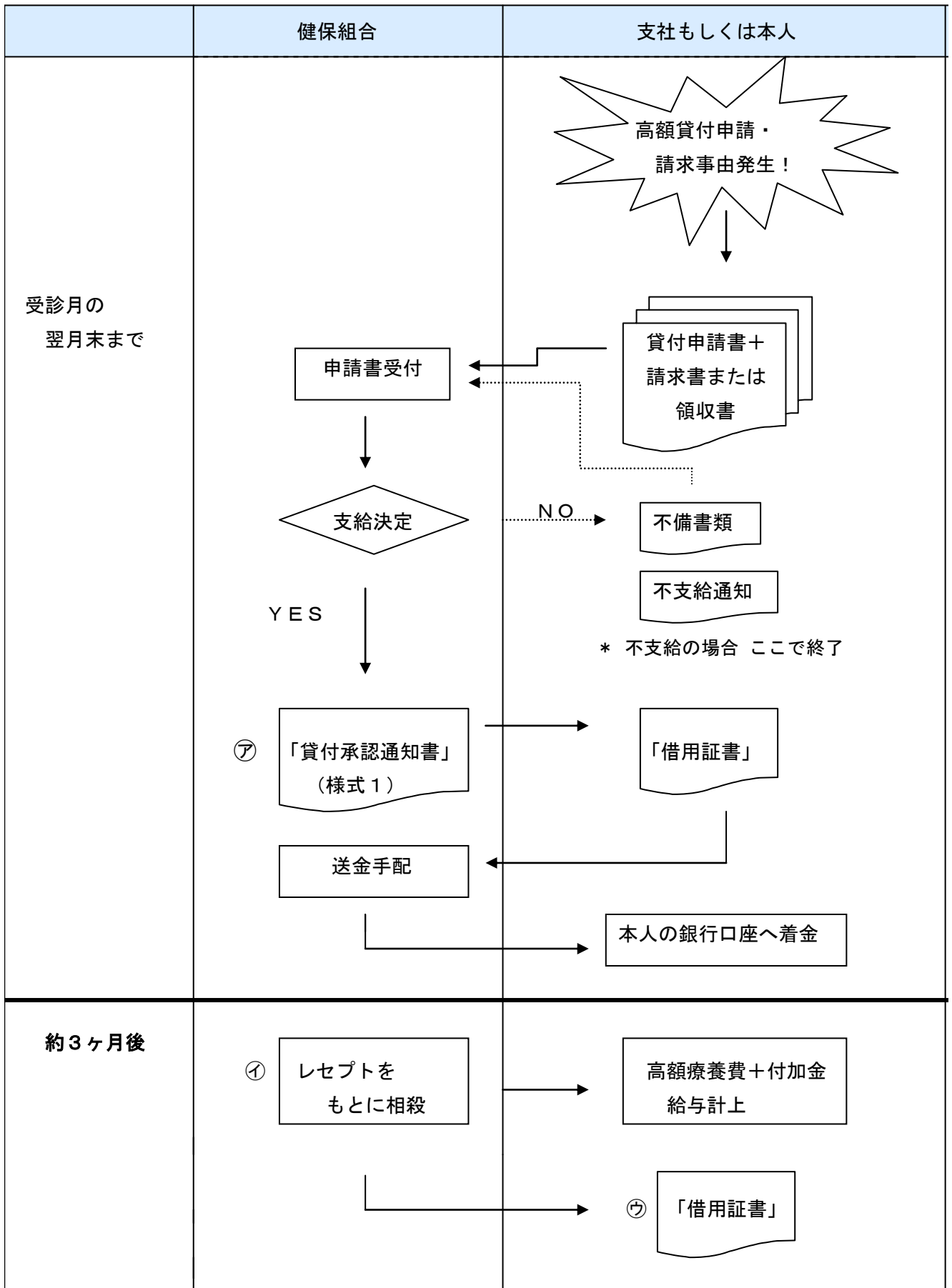
④ (記号番号: 2×××-10×××××)

【記入項目の説明】

番号	項目名	説明
①	年月日	記入した日付を記入する。
②	住所	本人の住所を記入する。
③	氏名	本人の氏名、押印をする。
④	記号番号	本人の保険証記号番号を記入する。

切り取って、
借用証書部分送付

《 高額貸付金支給スケジュールフロー 》



【貸付対象者】

当健康保険組合の被保険者もしくは被扶養者の自己負担額が下表自己負担限度額を超えている場合（被保険者の標準報酬月額により自己負担限度額が異なる。但し、被保険者が市区町村民税非課税者は標準報酬月額に係らず下表の限度額となる。）

適用区分		標準報酬月額	自己負担限度額
上位所得者	ア	83万円以上	252,600円+ 《総医療費-842,000円》×1% [多数該当 140,100円]※
	イ	53万～79万円	167,400円+ 《総医療費-558,000円》×1% [多数該当 93,000円]※
一般所得者	ウ	28万～50万円	80,100円+ 《総医療費-267,000円》×1% [多数該当 44,400円]※
	エ	26万円以下	57,600円 [多数該当 44,400円]※
低所得者	オ	市区町村民税 の非課税者	35,400円 [多数該当 24,600円]※

※多数該当者：直近12ヶ月のうち自己負担限度額又はそれ以上の支払が4回目以降の場合

【貸付額】

被保険者または被扶養者の1ヶ月分の医療費の自己負担が上表の自己負担限度額を超える場合（入院時食事療養費の標準負担額、差額ベッド代等、保険外診療の費用は除く）、その超えた額の80%を貸付けます。ただし、算出した額の千円未満の端数は切捨てます。

（例）本人（標準報酬月額28万円）が入院し医療費が100万円の場合
 $\{300,000円 - [80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\%]\} \times 80\% = 170,056円$ （千円未満切捨て）
⇒ **170,000円**（貸付を受けられる額）

【貸付利息・貸付期間】

貸付金は無利息、診療月から約3ヶ月後に自動還付の「高額療養費」が支給されるまでの間

【貸付金の支払方法】（フロー図㉗）

貸付の決定・・・申請に基づき健保組合で審査の結果、貸付が決定した場合「**健康保険高額療養費貸付金貸付承認通知書**」（様式1）を送付します。

借用書の提出・・・貸付承認通知書が付き次第、借用証書を健保組合に提出していただきます。

貸付の実行・・・借用証書が健保組合に提出され次第、貸付金が申請書記載の銀行口座へ送金されます。

【貸付金の返済方法】（フロー図㉘）

「高額療養費」は通常、診療月の約3ヶ月後に給与に計上して支給されますので、その金額を被保険者に支払わずに貸付金として相殺します。相殺後の残りの高額療養費等は支給となります。

【貸付返済完了】（フロー図㉙）

高額療養費をもって貸付金返済に充当した後、借用証書を返送します。

Q & A

Q 1. 本人死亡の場合、遺族に貸付できますか？

A 1. 本人へ貸付する制度であるため、遺族には貸付できません。

Q 2. 退社済ですが、貸付できますか？

A 2. 在職中のものであれば貸付できます。

Q 3. どのくらいで送金してもらえますか？

A 3. 借用証書が健康保険組合に到着次第、10日前後で申請書記載の銀行あて送金します。